

20 野菜価格安定対策事業

【9, 060(9, 363) 百万円】

対策のポイント

野菜指定産地・価格安定制度について、加工・業務用野菜などに配慮し、対策を充実・強化します。

<背景／課題>

- ・加工・業務用の国産ニーズが高い一方、国内産地が需要に十分対応できていないことから、加工・業務用での輸入野菜使用の割合が増加しています（26%(H12)→32%(H17)）。
- ・重量野菜から軽量・軟弱野菜等にニーズが変化している中で、産地の迅速な対応が求められています。

政策目標

生産及び出荷の安定を図ることにより市場入荷量の変動を抑制
変動係数「1.8%（現状）→1.6%（27年）」

<主な内容>

1. 野菜価格安定・需給安定対策の的確かつ円滑な実施

野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金の交付等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給を図ります。

2. 指定産地・価格安定制度の充実

（1）加工・業務用野菜の安定供給に向けた支援

従来は、指定産地の出荷団体が行う契約取引を対象としていた契約野菜安定供給事業について、新たに、複数の産地と連携して、産地リレー方式により実需者に周年的に供給する出荷者も対象とすることとします。

（2）品目転換の円滑化

指定産地が品目転換についての計画を作成し、他の指定野菜への転換を図る場合、指定産地の面積要件にかかわらず、一定期間、両品目をともに指定野菜価格安定対策事業の対象とします。

補助率：65/100、60/100、50/100、定額
事業実施主体：（独）農畜産業振興機構

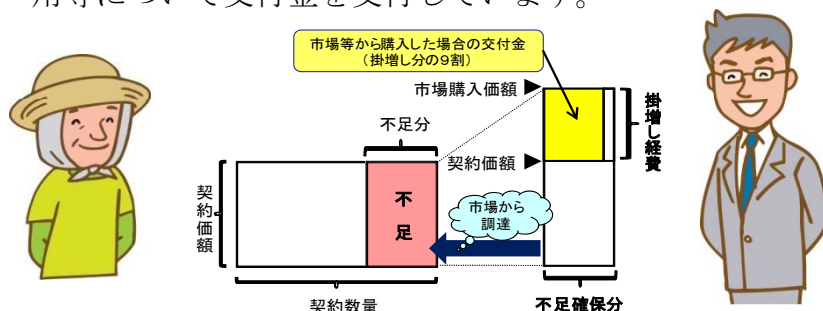
[お問い合わせ先：生産局生産流通振興課（03-3502-5961（直））]

野菜指定産地・価格安定制度の充実について【野菜価格安定対策事業 9,060百万円】

野菜指定産地・価格安定制度について、加工・業務用野菜などに配慮し、対策を充実・強化します。

加工・業務用野菜の安定供給に向けた支援

契約野菜安定供給事業では、出荷団体が外食・加工業者や量販店、中間事業者（納入業者）などとの契約取引を行う際のリスクを軽減するため、数量不足時の確保費用等について交付金を交付しています。



【拡充内容】

これまで指定産地の出荷団体のみを対象としていましたが、新たに、複数の産地と連携して、産地リレー方式により実需者に周年的に供給する出荷者に対し、支援します。

	現行	対象の拡大
事業実施主体	指定産地内の登録出荷団体（農業者団体等） 登録生産者（農業生産法人等）	複数産地が連携して加工・業務用の契約取引を行う生産者（ <u>指定産地外も可</u> 。供給量要件有り。）で <u>計画を提出・認定された者</u>

品目転換の円滑化

- ・野菜生産について、産地を単位として計画的かつ安定的な供給、需給調整などに取り組むことにしています。
- ・このため、指定野菜（14品目）の品目ごとに、全国で964（H21.5現在）の野菜指定産地を大臣指定し、指定野菜価格安定対策事業の対象としています。

区 分	指定野菜（14品目）の種類		面 積
葉茎菜類	キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、		ヘクタール
根菜類	ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう、レタス		25
果菜類	きゅうり、トマト なす、ピーマン	夏秋もの	15
		冬春もの	10

【拡充内容】

指定産地が計画を作成して、他の指定野菜への品目転換に取り組む場合、一定期間、両品目ともに指定野菜価格安定対策事業の対象とします。

【例】 はくさい指定産地がレタスに転換する場合

